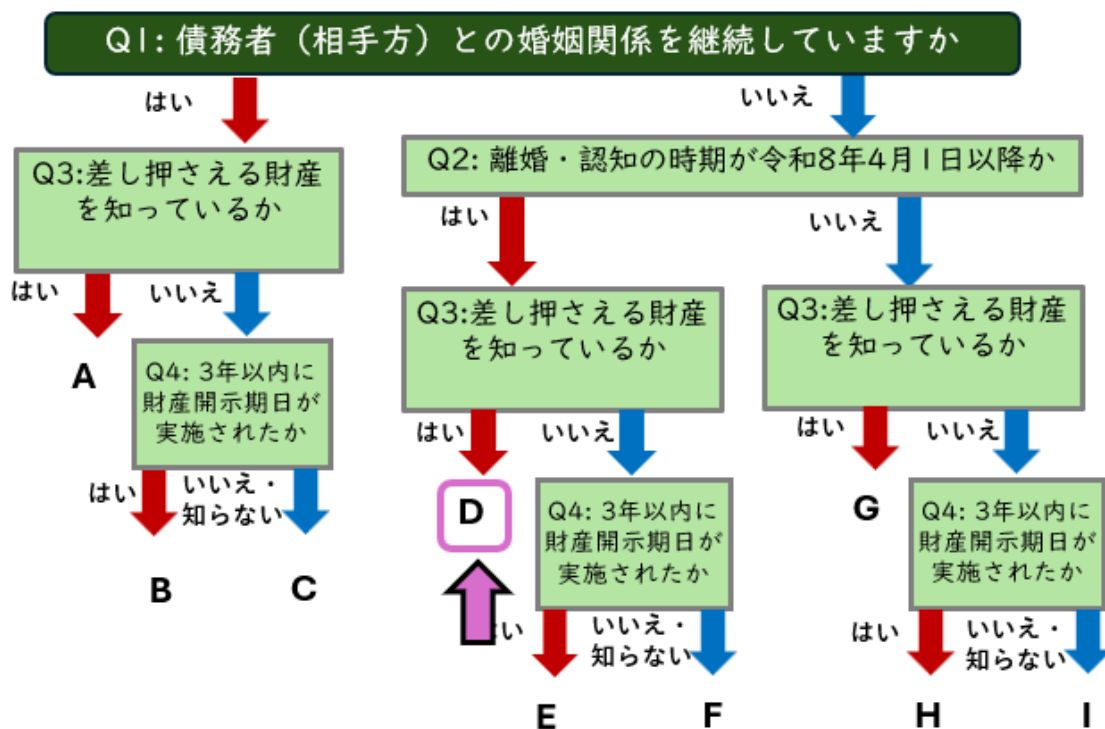


このページは、以下の手続選択フロー図1において「D」の方向けの説明になります。
 このフロー図の確認が未了の方は、こちらの[債権執行等（養育費等に基づく差押え）](#)
 ページに戻って、ご自身の適切なページをフロー図で確認してください。



目次

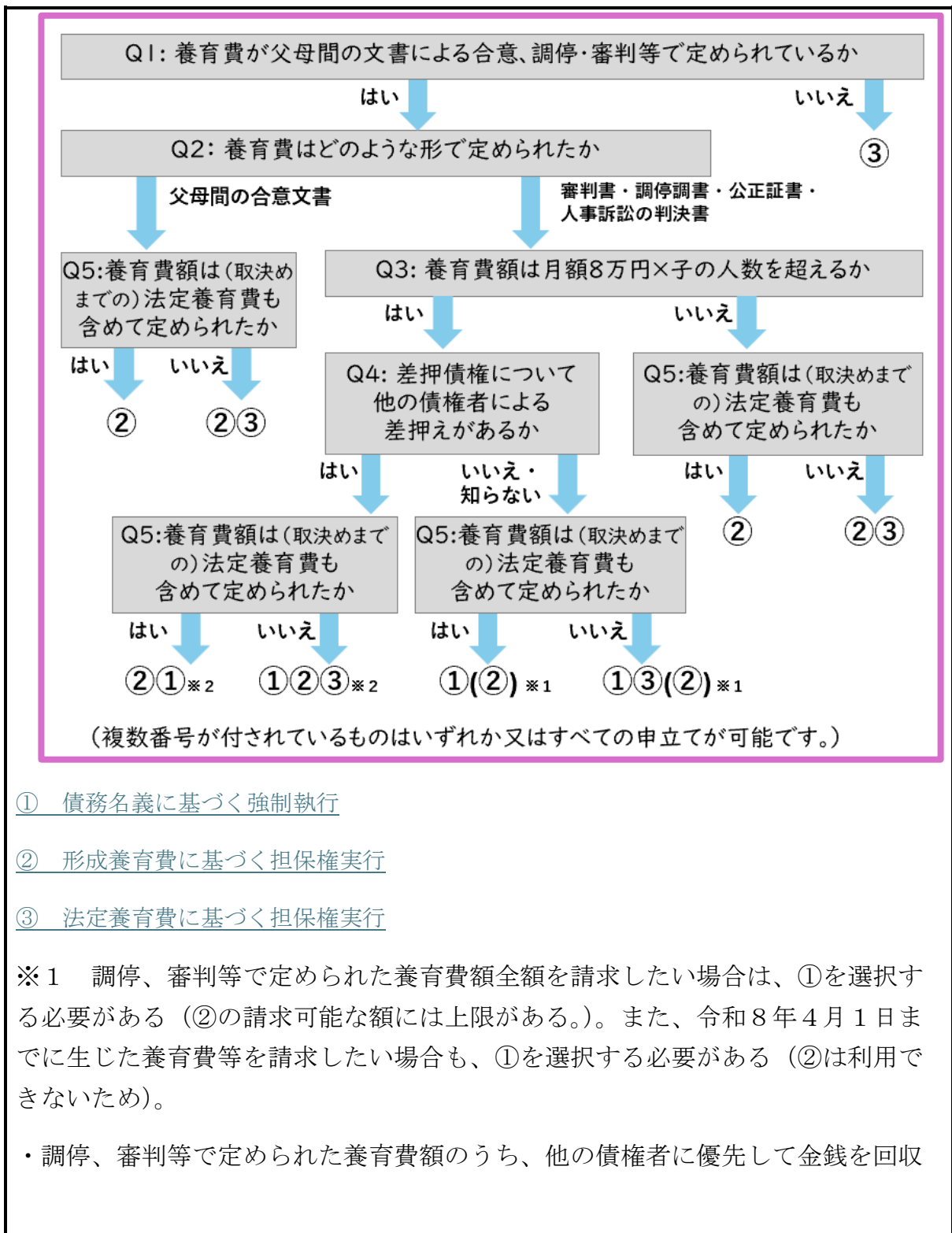
手続案内フロー図2（令和8年4月1日以降に離婚された方）（Dの方向け）.....	2
概要.....	6
①債務名義に基づく強制執行.....	9
②形成養育費に基づく担保権実行.....	12
③法定養育費に基づく担保権実行.....	16

手続案内フロー図2（令和8年4月1日以降に離婚された方）（Dの方向け）

次の手続選択フロー図2は、令和8年4月1日以降に離婚された方のうち、Dに該当する方が、養育費を回収するために利用できる差押えの手続の種類を整理したものです。

図の上から順に、該当する矢印をたどってください。

最終的に表示される番号（①、②、③又はこれらの組合せ）が、利用できる申立ての種類を示しています。



したい場合、②を選択する。(ただし、②の請求可能な額には上限がある。) ②の請求可能な額の上限を超える額の債権差押えをしたい場合、①②をあわせて行うことが可能。

・ 養育費額が取り決められるまでの法定養育費を含めて定められていない場合に、未払の法定養育費の差押えをするためには、①又は②のほかに、③で差押えをすることが必要。

・ ①②又は①③をあわせて行う場合、2件分の手数料が必要。

※2 調停、審判等で定められた養育費額のうち、他の債権者に優先して金銭を回収したい場合、②を選択する。②の請求可能な額の上限を超える額の債権差押えをしたい場合、①②をあわせて行うことが可能。

・ 他の債権者に優先して金銭を回収する希望がない場合、①で養育費額全額の差押えが可能。ただし、養育費額が取り決められるまでの法定養育費を含めて定められていない場合に法定養育費の差押えをするためには、①又は②のほかに、③で差押えをすることが必要。

・ ①②又は①③をあわせて行う場合、2件分の手数料が必要。

■ 手続選択フロー図2 (令和8年4月1日以降に離婚された方)

における確認内容等

1 養育費が父母間の文書による合意、調停・審判等で定められているか (Q1)

まず、養育費が文書によって定められているかを確認します。

養育費が文書で定められていない場合には、

- ① 債務名義に基づく強制執行
 - ② 形成養育費に基づく担保権実行
- を申し立てることはできません。

この場合、法定養育費に基づく担保権実行 (③) を申し立てることができる可能性があります。

2 養育費はどのような形で定められたか (Q2)

養育費を定めた文書の種類を確認します。

具体的には、養育費が、

- (1) 調停調書、審判書、判決書又は公正証書等の債務名義に基づくものか、
- (2) 父母間の合意文書に基づくものか

を確認します。

債務名義に基づく強制執行は「債務名義」を持っている方が申し立てることができる手続となるため、養育費が定められた文書の種類により選択できる申立てが異なります。

3 養育費額は月額8万円×子の人数を超えるか (Q3)

養育費の額が「**月額8万円 × 子の人数**」を超えるかどうかを確認します。

これは、形成養育費に基づく担保権実行 (②) の上限額が「月額8万円 × 子の人数」であるためです。「月額8万円 × 子の人数」を超える部分は、形成養育費に基づく担保権実行 (②) を申し立てることはできません。

債務名義を持っている場合には、「月額8万円 × 子の人数」を超える部分又は全額について、債務名義に基づく強制執行 (①) を申し立てることになります。

4 差押債権について他の債権者による差押えがあるか (Q4)

給与などの差押えについて、既に他の債権者による差押えがあるかどうかを確認します。

これにより、優先して回収できる形成養育費に基づく担保権実行 (②) の手続を選択するかどうかが変わります。

5 養育費額は（取決めまでの）法定養育費も含めて定められたか（Q5）

養育費の取決めをした時点で、未払の法定養育費があった場合に、その法定養育費を取決めの内容に含めて養育費を定めたのか、又は、法定養育費については別途請求することとしたのかを確認します。

法定養育費を取決めに含まれていない場合には、当該法定養育費について、法定養育費に基づく担保権実行（③）を利用できる場合があります。

[目次に戻る](#)

概要

■ 差押えの手続の種類

養育費に基づく差押えの手続には、以下の①～③があります。

① 債務名義に基づく強制執行

調停調書や公正証書などで取り決めた養育費が支払われない場合に、債務者の給与や銀行預金等を差し押さえ、債権者が債務者の勤務先や銀行等から支払を受けること等により、債権を回収する手続です。取り決めた養育費の全額の差押えの申立てをすることができます。

② 形成養育費に基づく担保権実行

父母の間での合意、調停調書や公正証書などで取り決めた養育費（形成養育費）が支払われない場合に、債務者の給与や銀行預金等を差し押さえ、債権者が債務者の勤務先や銀行等から支払を受けること等により、債権を回収する手続です。この差押えは、法務省令で定められた額（月額8万円に子の数を乗じた額）を上限として先取特権が付与され、一般債権者に優先して回収することができます。

なお、令和8年4月1日以降に発生した養育費に限って差押えの申立てをすることができます。

③ 法定養育費に基づく担保権実行

父母が子の養育費の取決めをせずに令和8年4月1日以降に離婚をした場合、離婚時から引き続き子を監護する父母の一方が他の一方に、子の養育費として、法務省令で定めるところにより算定した額（月額2万円に子の数を乗じた額）を請求することができます。

法定養育費は、各自の収入などを踏まえた適正な額の養育費の取決めをするまでの暫定的なものです。父母の間での合意、調停調書や公正証書により、養育費（形成養育費）の取決めを行う際の詳細は養育費請求調停を参照してください。

■ 差し押さえる債権が不明な場合

差し押さえるべき債権が不明である場合は、養育費等のワンストップ執行手続（財産開示）のページを参照してください。

養育費等のワンストップ執行手続とは、養育費等の扶養義務等に係る定期金債権に基づいて財産開示手続の申立て又は給与債権に係る第三者からの情報取得手続の申立てをした場合に、それらの申立てと同時に債務者が開示した又は第三者から情報が提供された給与債権に対する差押命令の申立てをしたものとみなす手続です。

[目次に戻る](#)

■ 手続に関する主な用語説明

○債務名義

強制執行によって実現されることが予定される請求権の存在、範囲、債権者、債務者を表示した公の文書のことです。強制執行を行うには、この債務名義が必要です。

債務名義の例としては、以下のものがあります。

- a. 確定判決
- b. 仮執行宣言付判決

- c. 仮執行宣言付支払督促
- d. 和解調書、民事調停調書
- e. 家事調停調書、家事審判書
- f. 公正証書

○形成養育費

父母間での協議や裁判所の手続で取り決められた養育費のことです。

○養育費に基づく担保権実行

法律によって特に優先的な弁済が認められている債権である養育費について、その優先権に基づき回収を図る手続をいいます。債務者が支払をしないときには、債務者の財産から、他の一般の債権者に優先して弁済を受けることができる手続です。

○法定養育費

父母が養育費の取決めをせずに離婚した場合、離婚時から引き続き子の面倒を見ている父又は母が離婚時から養育費の取決めをするか子が18歳に達するまで、相手方に月額2万円×子の数の金額を請求できる養育費のことです。

[目次に戻る](#)

①債務名義に基づく強制執行

■ 概要

調停調書や公正証書などで取り決めた養育費が支払われない場合に、債務者の給与や銀行預金等を差し押さえ、債権者が債務者の勤務先や銀行等から支払を受けること等により、債権を回収する手続です。取り決めた養育費の全額の支払を請求することができます。

なお、裁判所で養育費の取決めをする手続等の説明については、こちらをご覧ください。

[養育費請求調停 | 裁判所](#)

※養育費等の特則（将来の分の差押え（民事執行法 151 条の 2）について）

養育費など、扶養義務等に基づく権利で、定期的に支払時期が来るものを請求する場合は、すでに支払日を過ぎている部分（未払分）に限らず、まだ支払日が来ていない部分（将来分）についても差押えを申し立てることができます。ただし、将来分について差し押さえることができる財産は、債務者の給与や家賃収入などの継続的に支払われる金銭で、その支払時期が養育費などの支払日よりも後に来るものとなります。

なお、預金債権などを差し押さえる場合には、未払分に限って差押えを申し立てることができます。

■ 申立先

原則として、債務者の住所地を管轄する地方裁判所です。

申立先の裁判所を調べたい場合は、[「申立書提出先一覧（地方裁判所）」](#)をご覧ください。

■ 申立てに必要な費用

手数料（原則として 4 0 0 0 円）及び郵便料

※郵便料は裁判所ごとに異なります。申立先の裁判所で必要な郵便料については、[「各地の裁判所の裁判手続利用ページ一覧」](#)をご確認ください。

なお、本件手続は「地方裁判所」の手続ですので、各地の裁判所のサイトで郵便料を確認される際は「地方裁判所」ボタンをクリックしてください。

■ 申立てに必要な書類

1 申立書（申立書頭書、当事者目録、請求債権目録、差押債権目録）

本項目末の書式のダウンロード「[債権執行手続（養育費等に基づく差押え）で使う書式](#)」から書式をダウンロードして作成してください。

2 執行力のある債務名義の正本

強制執行の申立てをするためには、債務名義の正本が必要です（謄本では強制執行はできません。）。また、執行文が必要なものについては執行文（「債権者〇〇は債務者××に対し、この債務名義により強制執行することができます。」等と書かれた裁判所書記官又は公証人作成の書類）が付いているかどうかを確認してください（通常は最終ページにあります。）。債務名義正本や確定証明書の発行、執行文の付与等は、債務名義を作成した家庭裁判所や公証役場で行いますので、申請書の書式や必要書類についてご不明な点は、債務名義を作成した家庭裁判所や公証役場にご確認ください。

債務名義の例とそれぞれについての執行文の要否は、以下のとおりです。

(1) 家事調停調書正本

執行文は不要です。ただし、養育費や婚姻費用分担金だけでなく、解決金や慰謝料分も合わせて請求するときは、執行文が必要になります。

(2) 家事審判書正本

執行文は不要ですが、確定証明書が必要になります。

(3) 公正証書正本

執行文が必要です。執行文の種類などの詳細は公正証書を作成した公証役場にお問い合わせください。

(4) その他（判決正本、和解調書正本）

執行文が必要です。

3 送達証明書

債務名義の正本又は謄本が債務者に送達されたことの証明書です。この証明書がないと強制執行ができません。この証明書は、債務名義を作成した家庭裁判所や公証役場で発行します。

4 資格証明書

第三債務者（給与債権の場合は、債務者に給与を支払う雇用主を指します。）が会社などの法人の場合、申立日から3か月以内に発行されたその法人の商業登記事項証明書（代表者事項証明書）が必要です。法務局で発行されますので、お近くの法務局にお問い合わせください。

5 当事者の住所・氏名に変更がある場合の必要書類

債権者又は債務者の住所・氏名が債務名義上の住所・氏名と異なっている場合（転居、婚姻による改姓の場合等）は、債務名義上の住所・氏名から現在の住所・氏名までの経過（つながり）を明らかにするための公文書（住民票、戸籍謄本、戸籍の附票等。現在の住所・氏名について証明するための公文書は、申立日から3か月以内に発行されたもの）が必要です。住民票を異動させていない場合など、つながりを明らかにできないときは、申立先の裁判所にあらかじめお問い合わせください。

■ 手続の流れ

1 申立て

申し立てる裁判所は、原則として、債務者の住所地を管轄する地方裁判所です。

差押えの対象となる債権が現実に存在するかどうか、存在するとしてその額等を知りたい場合には、陳述催告の申立て(第三債務者に対して、差押債権の有無などにつき回答を求める申立て)をすることができます。陳述催告の申立ては、債権差押命令申立てと同時にしてください。(※申立書にチェック欄があります。)

2 差押命令

裁判所は、債権差押命令の要件を満たすことが確認できたときは、差押命令を発し、債務者と第三債務者に送達します。

3 差押え

差押命令が第三債務者に送達されると、差押えの効力が生じます。差押えの範囲は給与差押えの場合、債務者の給与から税金等を除いた手取額の2分の1（月給から税金等を除いた手取額で66万円を超える場合には、33万円を除いた金額）が上限となります。

※給与差押えの場合には、養育費等債権者は貸金等の一般債権者に比べ、差押えの範囲が広がっており、一般債権（解決金、慰謝料等）の差押えの場合には、債務者の給与から税金等を除いた手取額の4分の1（月給から税金等を除いた手取額で44万円を超える場合には、33万円を除いた金額）が上限となります。

4 取立て（又は配当）

債権差押命令が債務者に送達された日から1週間を経過したときは、債権者はその債権を自ら取り立てることができます。第三債務者から支払を受けたときには、取立（完了）届を作成して、直ちにその旨を裁判所に届け出てください。

ただし、第三債務者が差押えの効力が生じた金銭を供託（金銭などを法務局に提出する手続）した場合は、裁判所が配当等を行うので、直接取り立てることはできません。その場合は、裁判所から配当等の手続の案内を行います。

■ お知らせ

以下の裁判所は、この手続について個別にご案内する事項があります。
詳しくは各裁判所のサイトをご確認ください。

[東京](#) [横浜](#) [大阪](#)

■ 書式のダウンロード

申立てに必要な書式及びその他この手続に関連する書式のダウンロード
[債権執行手続（養育費等に基づく差押え）で使う書式（一括）](#)

■ 債権執行手続の Q&A

[債権執行手続に関する Q&A 一覧へ](#)

[目次に戻る](#)

②形成養育費に基づく担保権実行

■ 概要

父母の間での合意、調停調書や公正証書などで取り決めた養育費（形成養育費）が支払われない場合に、債務者の給与や銀行預金等を差し押さえ、債権者が債務者の勤務先や銀行等から支払を受けること等により、債権を回収する手

続です。

この差押えは、法務省令で定められた額（先取特権が付与される具体的な額は、月額8万円に子の数を乗じた額）を上限として、一般債権者に優先して回収することができます。

なお、令和8年4月1日以降に発生した養育費に限って差押えの申立てをすることができます。

おって、調停調書や公正証書などで養育費等を取り決め、その額が月額8万円に子の数を乗じた額を超える場合、その全額を債務名義に基づく強制執行の申立てをして請求することが可能です。

また、形成養育費に基づく担保権実行と同時に債務名義に基づく強制執行の申立てをすることも可能です。

裁判所で養育費の取決めをする手続等の説明については、こちらをご覧ください。

[養育費請求調停 | 裁判所](#)

※養育費等の特則（将来の分の差押え（民事執行法151条の2）について）

養育費など、扶養義務等に基づく権利で、定期的に支払時期が来るものを請求する場合は、すでに支払日を過ぎている部分（未払分）に限らず、まだ支払日が来ていない部分（将来分）についても差押えを申し立てることができます。ただし、将来分について差し押さえることができる財産は、債務者の給与や家賃収入などの継続的に支払われる金銭で、その支払時期が養育費などの支払日より後に来るものとなります。

なお、預金債権などを差し押さえる場合には、未払分に限って差押えを申し立てることができます。

■ 申立先

原則として、債務者の住所地を管轄する地方裁判所です。

申立先の裁判所を調べたい場合は、[「申立書提出先一覧（地方裁判所）」](#)をご覧ください。

■ 申立てに必要な費用

手数料（原則として4000円）及び郵便料

※郵便料は裁判所ごとに異なります。申立先の裁判所で必要な郵便料については、「[各地の裁判所の裁判手続利用ページ一覧](#)」をご確認ください。

なお、本件手続は「地方裁判所」の手続ですので、各地の裁判所のサイトで郵便料を確認される際は「地方裁判所」ボタンをクリックしてください。

■ 申立てに必要な書類

1 申立書（申立書頭書、当事者目録、担保権・被担保債権・請求債権目録、差押債権目録）

本項目末の書式のダウンロード「[債権執行手続（養育費等に基づく差押え）で使う書式](#)」から書式をダウンロードして作成してください。

2 担保権を証する文書

形成養育費に基づく担保権実行の申立てをするためには、担保権を証する文書が必要です。担保権を証する文書としては、以下の（１）～（５）の文書（いずれか）が考えられます。

証明書等の発行は、文書を作成した家庭裁判所や公証役場で行いますので、申請書の様式や必要書類についてご不明な点は、家庭裁判所や公証役場にお尋ねください。

（１） 家事調停調書正本又は謄本

養育費や婚姻費用分担金だけでなく、解決金や慰謝料分も合わせて請求するときは、債務名義に基づく強制執行の申立ても必要になります。

（２） 家事審判書正本又は謄本

執行文は不要ですが、確定証明書が必要になります。

※執行文とは、「債権者〇〇は債務者××に対し、この債務名義により強制執行することができる。」等と書かれた裁判所書記官又は公証人作成の書類のことです。

（３） 公正証書正本又は謄本

養育費や婚姻費用分担金だけでなく、解決金や慰謝料分も合わせて請求するときは、債務名義に基づく強制執行の申立ても必要になります。

（４） その他（判決正本又は謄本、和解調書正本又は謄本）

執行文が付与されていない人事訴訟判決の場合には、確定証明書が必要です。

（５） 父母の間の合意書面

合意書面を「担保権を証する文書」として提出してください。裁判所から当該文書が作成者とされる者の意思に基づいて作成されたことを証明する資料の

追加を求める場合があります。

3 資格証明書

第三債務者（給与債権の場合は、債務者に給与を支払う雇用主を指します。）が会社などの法人の場合、申立日から3か月以内に発行されたその法人の商業登記事項証明書（代表者事項証明書）が必要です。法務局で発行されますので、お近くの法務局にお問い合わせください。

4 当事者の住所・氏名に変更がある場合の必要書類

債権者又は債務者の住所・氏名が、担保権を証する文書上の住所・氏名と異なっている場合（転居、婚姻による改姓の場合等）は、担保権を証する文書を作成した時点の住所・氏名から現在の住所・氏名までの経過（つながり）を明らかにするための公文書（住民票、戸籍謄本、戸籍の附票等。現在の住所・氏名について証明するための公文書は、申立日から3か月以内に発行されたもの）が必要です。住民票を異動させていない場合など、つながりを明らかにできないときは、申立先の裁判所にあらかじめお問い合わせください。

■ 手続の流れ

1 申立て

申し立てる裁判所は、原則として、債務者の住所地を管轄する地方裁判所です。

差押えの対象となる債権が現実に存在するかどうか、存在するとしてその額等を知りたい場合には、陳述催告の申立て（第三債務者に対して、差押債権の有無などにつき回答を求める申立て）をすることができます。陳述催告の申立ては、債権差押命令申立てと同時にしてください。（※申立書にチェック欄があります。）

2 差押命令

裁判所は、債権差押命令の要件を満たすことが確認できたときは、差押命令を発し、債務者と第三債務者に送達します。

3 差押え

差押命令が第三債務者に送達されると、差押えの効力が生じます。差押えの範囲は給与差押えの場合、債務者の給与から税金等を除いた手取額の2分の1（月給から税金等を除いた手取額で66万円を超える場合には、33万円を除いた金額）が上限となります。

※給与差押えの場合には、養育費等債権者は貸金等の一般債権者に比べ、差押えの範囲が広がっており、一般債権（解決金、慰謝料等）の差押えの場合に

は、債務者の給与から税金等を除いた手取額の4分の1（月給から税金等を除いた手取額で44万円を超える場合には、33万円を除いた金額）が上限となります。

4 取立て（又は配当）

債権差押命令が債務者に送達された日から1週間を経過したときは、債権者はその債権を自ら取り立てることができます。

第三債務者から支払を受けたときには、取立（完了）届を作成して、直ちにその旨を裁判所に届け出てください。

ただし、第三債務者が差押えの効力が生じた金銭を供託（金銭などを法務局に提出する手続）した場合は、裁判所が配当等を行うので、直接取り立てることはできません。その場合は、裁判所から配当等の手続の案内を行います。

■ お知らせ

以下の裁判所は、この手続について個別にご案内する事項があります。

詳しくは各裁判所のサイトをご確認ください。

[東京](#) [横浜](#) [大阪](#)

■ 書式のダウンロード

申立てに必要な書式及びその他この手続に関連する書式のダウンロード
[債権執行手続（養育費等に基づく差押え）で使う書式（一括）](#)

■ 債権執行手続のQ&A

[債権執行手続に関するQ&A一覧へ](#)

[目次に戻る](#)

③法定養育費に基づく担保権実行

■ 概要

父母が子の養育費の取決めをせずに令和8年4月1日以降に離婚をした場合、離婚時から引き続き子を監護する父母の一方が他の一方に、子の養育費と

して、法務省令で定めるところにより算定した額（月額2万円に子の数を乗じた額）を請求することができるようになりました。

※養育費等の特則（将来の分の差押え（民事執行法151条の2）について）

養育費など、扶養義務等に基づく権利で、定期的に支払時期が来るものを請求する場合は、すでに支払日を過ぎている部分（未払分）に限らず、まだ支払日が来ていない部分（将来分）についても差押えを申し立てることができます。ただし、将来分について差し押さえることができる財産は、債務者の給与や家賃収入などの継続的に支払われる金銭で、その支払時期が養育費などの支払日より後に来るものとなります。なお、預金債権などを差し押さえる場合には、未払分に限って差押えを申し立てることができます。

■ 申立先

原則として、債務者の住所地を管轄する地方裁判所です。

申立先の裁判所を調べたい場合は、[「申立書提出先一覧（地方裁判所）」](#)をご覧ください。

■ 申立てに必要な費用

手数料（原則として4000円）及び郵便料

※郵便料は裁判所ごとに異なります。申立先の裁判所で必要な郵便料については、[「各地の裁判所の裁判手続利用ページ一覧」](#)をご確認ください。

なお、本件手続は「地方裁判所」の手続ですので、各地の裁判所のサイトで郵便料を確認される際は「地方裁判所」ボタンをクリックしてください。

■ 申立てに必要な書類

1 申立書（申立書頭書、当事者目録、担保権・被担保債権・請求債権目録、差押債権目録）

本項目末の書式のダウンロード「[債権執行手続（養育費等に基づく差押え）で使う書式](#)」から書式をダウンロードして作成してください。

2 担保権を証する文書

法定養育費の発生原因事実を証明するための資料の提出が必要となります。

(1) 債権者及び子の戸籍謄本（全部事項証明書）（申立日から3か月以内に発行されたもの）

債権者と債務者が離婚等をしたこと、債権者と債務者の間に（未成年の）子

がいることを証明するために必要となります。

(2) 子を含む世帯全員の住民票の写し（申立日から3か月以内に発行されたもの）

債権者が離婚の時から引き続きその子の監護を主として行っていることを証明するために必要となります。住民票上、債権者と子が離婚の時から継続して同居していることが判然としない場合、債権者はその他の資料によって離婚の時から引き続きその子の監護を主として行っていることを証明する必要があります。

3 資格証明書

第三債務者（給与債権の場合は、債務者に給与を支払う雇用主を指します。）が会社などの法人の場合、申立日から3か月以内に発行されたその法人の商業登記事項証明書（代表者事項証明書）が必要です。法務局で発行されますので、お近くの法務局にお問い合わせください。

4 当事者の氏名に変更がある場合の必要書類

離婚後に債権者又は債務者が氏名を変更している場合には、公文書によって離婚時の氏名から現在の氏名までの経過（つながり）を明らかにする必要があります。

■ 手続の流れ

1 申立て

申し立てる裁判所は、原則として、債務者の住所地を管轄する地方裁判所です。差押えの対象となる債権が現実に存在するかどうか、存在するとしてその額等を知りたい場合には、陳述催告の申立て（第三債務者に対して、差押債権の有無などにつき回答を求める申立て）をすることができます。陳述催告の申立ては、債権差押命令申立てと同時にしてください。（※申立書にチェック欄があります。）

2 差押命令

裁判所は、債権差押命令の要件を満たすことが確認できたときは、差押命令を発し、債務者と第三債務者に送達します。

3 差押え

差押命令が第三債務者に送達されると、差押えの効力が生じます。差押えの範囲は給与差押えの場合、債務者の給与から税金等を除いた手取額の2分の1（月給から税金等を除いた手取額で66万円を超える場合には、33万円を除いた金額）が上限となります。

※給与差押えの場合には、養育費等債権者は貸金等の一般債権者に比べ、差押えの範囲が広がっており、一般債権（解決金、慰謝料等）の差押えの場合には、債務者の給与から税金等を除いた手取額の4分の1（月給から税金等を除いた手取額で44万円を超える場合には、33万円を除いた金額）が上限となります。

4 取立て（又は配当）

債権差押命令が債務者に送達された日から1週間を経過したときは、債権者はその債権を自ら取り立てることができます。第三債務者から支払を受けたときには、取立（完了）届を作成して、直ちにその旨を裁判所に届け出てください。

ただし、第三債務者が差押えの効力が生じた金銭を供託（金銭などを法務局に提出する手続）した場合は、裁判所が配当等を行うので、直接取り立てることはできません。その場合は、裁判所から配当等の手続の案内を行います。

■ お知らせ

以下の裁判所は、この手続について個別にご案内する事項があります。
詳しくは各裁判所のサイトをご確認ください。

[東京](#) [横浜](#) [大阪](#)

■ 書式のダウンロード

申立てに必要な書式及びその他この手続に関連する書式のダウンロード

[債権執行手続（養育費等に基づく差押え）で使う書式（一括）](#)

■ 債権執行手続のQ&A

[債権執行手続に関するQ&A一覧へ](#)

[目次に戻る](#)